

児童クラブきらり 運営に関する規約とマニュアル

みなさん、こんにちは児童クラブきらりです



児童クラブ「きらり」は、働く親をもつ小学生が安全でいきいきとした放課後を過ごす所です。

一年生から六年生まで「ただいまあ」と子どもたちは学校から元気に帰ってきます。

「おかえり」と先に帰ってきている子どもと職員でむかえます。

児童クラブ「きらり」は放課後児童の安全と健全な育成を目的にNPO 法人きらりよしまネットワークが運営をしています。


児童クラブ「きらり」では、放課後の子どもたちの遊びと生活の場をより豊かにするため、保護者と職員で共同の子育てを進めていきます。働く親への支援も大事な役割の一つになっています。

体を使った遊び・散歩・手作りおもちゃ・おやつ・本読み・宿題・食事作り・伝承遊びなど、子どもたちの生活は多彩です。

また、夏休みは「プールや流しそうめん」、秋は「子どもまつり」冬休みは「クリスマス会」春休みは「豆まき」などの行事も取りいれております。

“児童クラブ「きらり」に一度遊びに来てください。働く仲間と一緒に子育てしませんか。”

《一日の流れ》

平日保育		一日保育(土曜・学校休業・春夏冬等)	
下校時間	「ただいまあ」 「お帰りなさい」	8:00	「おはようございます」
	宿題 自由遊び 手仕事など	9:00	宿題・学習
		10:00	取り組み・自由遊び
		12:00	昼食
		13:00	休憩
15:30~16:00	おやつ	14:00~15:30	自由遊び 集団遊び
		15:30~16:00	おやつ
16:00~	自由遊び 集団遊び	16:00~	自由遊び 集団遊び
19:00	保育終了	19:00	保育終了

児童クラブ「きらり」の保育ビジョン

1. 学童保育を必要としている全ての子どもたちが受け入れられること

- 子どもたちの家庭環境は様々ですが、学童に帰って来れば誰もが、いっぱい詰まった時空間を異年齢で遊び、生活することによって、同じ充実感と達成感を得ることができること。
- 子どもたちにとって、ホッとできる居場所。そして、子どもを狙った犯罪や事件に巻き込まれないように、安心して預けられる居場所であること。
- 1年生から6年生まで、必要とする全ての子どもたちが通える学童保育所を目指します。

2. 子どもたちにとって豊かで安定した生活がおくれる場であること

- 学童保育は、豊かな保育内容と施設の保障をし、いつでも子どもたちが自然に「ただいま！」と言って帰ってこられる「第二の家庭」になること。
- 学童保育は、不満やイライラをぶつけても受け止めてくれる仲間や指導員がいるので自分の居場所と存在感を感じられ、安心して素直に自分を出せる場所であること。
- 子どもたち一人一人の思いをしっかりと受け止めることができ、子どもたちの様子や思いを保護者にきちんと伝えることができる指導員であること。

3. 親(保護者)と指導員の共同(協同)の子育ての場であり、子どもたちと共に親

たちも指導員も成長していける場であること

- 保護者は働きながら子育てをしているもの同士という共通の立場から、家庭や子育てについての様々な悩み事の相談や情報を、子どもを通して交流し合うことができること。
- 指導員は、子どもたちの自主的な活動を保障しながら、放課後や学校休業日を安心して共に生活する中から、子どもの成長を通して保育を相互に学び合うことができること。
- 保護者も子どもを真ん中にして、学童の行事や事業活動に参画することによって、子育てこそが「親のライフライン」と言える保護者会を目指すこと。

4. 地域の人々と協力して子育てがおこなえること

- 学校、地域住民・各種団体、そして一般企業とも共に子育てについての繋がりを持ち、子育て相談のネットワークメンバーとして、少子化対策の一端を担うこと。
- 学校や地域住民の行事と学童行事は、相互に交流し合いそれぞれの活動推進役を担う。
- 学童での子育て論や伝承遊び・体を使った遊びを、小学校の行事・部活や地域行事などで、子どもたちや地域へ伝えて行くことを目指すこと。

児童クラブ「きらり」の保育指針

児童クラブ「きらり」で生活する子ども達は主に共働き・一人親家庭、子育て困難家庭の1年生から6年生までの子ども達である。

子ども達は今日の家庭、学校、地域、環境の変化の中で過ごしている。

毎日の生活を大切にして、子ども達の自立の意志を励まし、仲間と手を結び合う喜びを育てる。

子ども一人ひとりが安心して過ごせる生活づくり

- ・働く親を持つ子ども達の思いや感情を受け止めて、一人ひとりの生活を支える。
- ・子どもが自分の意志で通う場所であり、自分をだせる、安心できる居場所をつくる。
- ・子どもたちの生活を時間(天候、学校のこと)、空間(場所、施設)の両面から子どもの状況を把握し、見通しを持てるように組み立てる。
- ・1年～6年生の子ども集団の中でぶつかり合い、励まし合って子ども同士の関係が高め合える仲間づくりにする。
- ・子ども一人ひとりの気持ちや願いを大事にし子ども自身が主体的に生活できるようにする。
- ・障がいをもった子どもや、異なる文化・習慣で育った子どもも含めての生活づくりをする。

毎日の生活の場である学童保育は、遊びを十分に保障し、魅力ある放課後の生活が保障され、安全かつ生き生きと安心して過ごせる場です。

子ども時代の遊びの体験は、子どもの成長や発達、人間形成のうえで大変重要な意味を持っています。子どもの日常から一人ひとりが何を感じ、何を思っているか丁寧につかみ、一人ひとりの興味、関心が広げられるような環境づくりをしていきます。また子ども同士の話し合い、活動などを通して異年齢の良さを生かせる集団づくりを心がけます。

子どもの健康と安全管理

- ・子どもの表情や様子から健康状態を把握する。
- ・子どもの異変時には敏速に的確な対応が出来るように配慮する。
- ・衛生に留意する。(手洗い、うがい、時期的なこと)
- ・おやつは成長期の子ども達にとって重要な役割を持っており、季節のものや、嗜好・栄養を考慮して作る。
- ・おやつは楽しく食べられる工夫をする。
- ・子ども達が自分達で作ったり、準備や後片付けをすることも大切である。
- ・基本的な生活習慣を身に付けられるよう援助する。
- ・危険から子どもを守るとともに、子ども自身が危険から身を守れる力を育てる。
- ・施設・備品の管理、遊具や危険な個所の点検・確認をして、生活環境を整える。
- ・安全な環境であることを前提に快適で充実した、安心できる保育であること。
- ・天災や事件など、非常事態に備え、学童から避難場所までの経路を決めておき、非常事態発生時には、必要な対応を取り、速やかに児童を誘導し、安全を確保するように努める。

学童保育の指導員は、共働き、一人親家庭の子どもの放課後の生活を守ることが仕事です。そして、このことを通して、働く家庭の子育てを支えます。子どもたちが安心して生活がおくれるよう、安全面からの施設・備品・遊具の点検は不可欠です。子どもの出欠確認、行き帰りの安全確保、日々の保育の中での子どもへの安全指導や防災訓練、緊急時の医療機関への連絡システムもしっかりしておく必要があります。一人ひとりの子どもが安心して、のびのびと過ごせるように、子ども達と一緒に生活をつくっていきます。

衛生管理の面では毎日のトイレ掃除、おやつづくりをする場所、及び調理器具等の清潔に努めます。学童期の子どもたちが毎日生活している中でおやつは重要です。保育園の時代と比べて、活動範囲も広がり活動量も相当増えています。第4の食事として栄養面やエネルギー、バランスを考え、ぬくもりのあるおやつになるよう心がけていきます。

また、楽しく食べられる雰囲気づくりをしながら、自分達でおやつを準備したり、片付けたりすることも大切です。おやつの時間はみんなが集う時間でもあり、連絡・話し合いなどが行われる場としても位置付けていきます。

遊び、取り組み、行事

- ・毎日の生活があつてこそ取り組み・行事がある。
- ・取り組み・行事を行う時は、目的を明確にして計画導入を行い事前準備、打ち合わせを丁寧に行う。
- ・思いっきり遊ぶことで、仲間と遊ぶ楽しさ、喜びを実感できるようにする。
- ・子どもたちの意志や自由を尊重し、子ども同士の関わりを通して成長できるように働きかける。
- ・日常の生活のバランスを考え、行事の目的と子どもたちの状況、要求を把握し子どもたちと考えあいながら取り組む。
- ・さまざまな文化や伝承遊びにも触れる機会をつくる。

子ども達は遊びが大好きです。子どもにとって遊びは、夢中になれる本当に楽しいものです。子ども時代の遊びの体験は、子どもの成長・発達や人格形成のうえで大変重要な意味を持っています。子どもの興味や関心を大切に五感を使った遊びや伝承遊び、思いっきり身体を使っての遊びを取り入れていきます。また、一人ひとりの遊び道具があるわけではないので物の取り合いも起こります。そこからみんなで共有することを学び、相手への思いやりや、痛みを知ることができるのです。毎日の生活の場である学童保育では遊びは十分に保障していくことが求められます。

家庭との関わり

- ・家庭での生活、子どもへの保護者の思い、願いを理解し働きながらの子育てを支える。
- ・必要に応じて家庭への連絡、訪問、個人面談を行う。
- ・保護者会、おたより、連絡帳、電話、お迎えなどを通し、子どもの様子を伝えていく。
- ・話し合い相談できる信頼関係をつくる。

学童の中だけで子どもを見ていくのではなく、子どもの生活全般をとらえるために、家庭での生活、保護者の思いや願いを把握し保護者との子育ての協力、共同をつくります。保護者が安心して働けるためには、学童保育の子どもの様子を保護者に伝える事が重要です。学童保育にいる間の子どもの様子を、見通しを持って伝える事によって保護者は安心して子どもを学童に託すことができます。また、親の願い・心配も含め家庭での生活を知ることによって、日常の保育に生かすことができます。働く親を理解し、共感できるように心がけます。

親同士のコミュニケーションがうまくいくことが大切で、そのためには保護者会活動が生きてきます。また、個々の問題、課題を伝える場合には、プライバシーへの十分な配慮が必要です。

学校との連携、地域との関わり

- ・学校と連絡を取り合い、学童保育での様子や生活を伝え合い必要に応じて懇談を持つ。
- ・緊急時に学校と学童保育での連絡を円滑に行えるようにする。
- ・学童保育に通う子どもたちの地域との関わりを保障する。
- ・学童保育とそこに通う子どもたちが理解されるように、地域の人との関係づくりを大切にする。
- ・各種専門機関と必要に応じて連絡を取る。

学童保育は地域生活のひとつです。子ども達が学校での生活を持ち込んでくることに指導員は留意をして、学校で行われていることや子どもの生活を理解します。地域社会の中で子どもの生活がより円滑に進められるように心がけます。家庭・学校・地域・行政と手をつなぐことで、子どもの生活は安定し成長、発達の土台を築くこととなります。

また、学童保育は地域のなかの施設ということから、地域の実態や子どもに関わる行事なども把握しながら、子どもが豊かに育つ地域づくりを地域の方々と共に進めていく取り組みが求められます。

保育に関わる実務

- ・指導員同士の打ち合わせ
- ・出欠席簿の記録、児童の所在把握
- ・日誌、保育のまとめ
- ・おたよりの発行
- ・保育計画の作成
- ・おやつ献立、準備、調理
- ・施設設備、備品の管理と環境整備、衛生管理
- ・おやつ、教材、運営費の出納管理
- ・生活を豊かにするための遊びや活動の研究、研修
- ・保育に関わる行事
- ・保護者会等会議
- ・家庭、学校、地域行政との連携

指導員の仕事は保育指針に基づき、一人ひとりの子どもが安全で放課後の主人公となり、生き生きとした生活が保障され、年齢の異なった子どもたちの成長を促す仕事です。また、子どもたちの親の生活や労働を理解し支えることも求められる仕事です。

指導員は、一人ひとり子どもをしっかりと受け止め、一緒に生活する仲間がお互いに分かり合えるようにし、生活の場として毎日帰ってこられてのびのびと生活ができるようにします。そのためには日々の保育を検証しながら、基礎的な研修ならびに実践を振りかえったケース検討、研究などが必要となります。

子どもたちが安心して過ごせるように、安全、健康、衛生に気を配りながら生活の流れを組めます。生活のルールや予定が分かるようにし、宿題、おやつ、遊びの時間など子ども達が生活に見通しを持てるように援助します。

子どもの自主性、子どもの声を大切にし有意義な生活を保障していきます。

子どもの成長と発達

1～2年生

幼児期の延長線上であり、遊びや生活も自己中心的で、幼さが抜けきっていません。

ルールのある集団遊びや同学年同士の遊びはぶつかり合いも多く、遊びも長続きせず、大人や上級生の力が必要です。

ごっこ遊びや一对一の遊びから興味が広がり、「より強い」「より早い」などに価値をおくともいわれています。異年齢集団の中で遊びや生活が広がり、「憧れ」「信頼」を持ち自分の成長への見通しや目標が徐々に持てるようになってきます。上級生と遊び生活する体験は兄弟が少ない状況の中ではとても重要です。この時期に基本的な生活習慣を身につけることが大事です。

3～4年生

この時期は、目的をもって仲間とともにやり遂げることが自覚的に自らの要求として生まれてくる時期であり、1・2年生とは違うかたちで芽生え、育つ時期です。

1・2年生で得た生活力や人格の蓄積を、異年齢の仲間の中で自分のものとしてさらに深め、良いこと、悪いことをくりかえす谷間の時期でもあります。

学童期の子どもは成長発達の節目を持っており、人格形成上とても重要な時期です。大人の保護も必要で依存しながら自立していきます。大人の関わり方も、問題行動と捉えず、成長の過程と捉える事が大切です。

また、高学年とともに生活し、遊びや取り組みをする中で自分の成長に見通しをもてるようになります。

4～6年生

この時期は、物事を客観的に見る力、物事を理論的に分かり、議論できるようになる時期です。思春期の入口でもあり、集団の中での自分への評価、位置を気にかけて自分を知っていきます。そして自らの要求を組織し、その要求を集団で実現していく時期でもあります。異年齢集団の中で生活し、多くの大人や仲間と関わることで人格的に大きな成長をします。学童保育の中では、一緒に過ごしてきた仲間達だからこそ、心身の発達とともに大人に依存しつつ、大人に頼らないで行動をとれるようになれます。

障がいをもつ児童

障がいをもつ児童・健常児も一緒に生活することの中から、お互いに学び育ち合えます。障がいのある子を受け入れて保育をするときは、保護者をはじめ関係者としっかり連絡をとりあいながら、その子どもをよく理解するよう努めます。

児童クラブ「きらり」危機管理マニュアル

「安全管理マニュアルや決まり、ルールの必要性」

学童保育は、こどもが学校から、「ただいま」と帰ってくる場所であり、がんばってきた分、疲れていたり、開放的な気分にもなるので、集中力や注意力が散漫になり、ケガや事故につながりやすくなる状況と言える。

また、刃物や工具などを使った活動や所外保育や野外活動なども行う。このように、様々な遊びや活動があるのが学童保育である。

しかし、その中でも、子ども達への危機に対する安全管理の考え方を日常の状況や保育環境などの情報も踏まえ、学童保育にかかわる全てのものが共有し整理する事が必要となっている。

また、どの子も安全・安心で過ごすことが出来るように、子ども達同士の関わり、異年齢の集団の中でのつながりや職員との関わりは、大きな意味があり、集団としてみんなが楽しく安全に生活する為に、子ども同士の決まりやルールを守る事も必要になっている。

本安全管理マニュアルは、学童保育業務全般にわたり、安全を脅かす危機、危険を予防し、万が一発生した場合には被害を最小限に止める事を目的としたものである。また、学童保育中の些細な喧嘩・言い争いや軽微なケガは、子ども自身の自己管理能力を育むためには、許容すべきものであり、全ての危機・危険を排除しようというものではない。広く子どもの命にかかわるような危機・危険を排除することが目的である。

本安全管理マニュアルは、定期的な見直しを行うほか、学童保育中で実際起こったヒヤリ・ハット報告などに対し新たな対応策を講じた場合、社会環境の変化に伴う新たな危機・危険への対応策を講じた場合、職員の意見をもとに法人理事会を経て順次改定を行いながら内容の充実を図っていく。

また、本安全管理マニュアルは子ども達の心身の安全を最大限に保障したいために、職員の主体的な学童保育活動を援助するものであって制限するものではない。

よって、各学童保育所の特徴や事情等に適した内容としたいために、本安全管理マニュアルを一方向的に受け入れるのではなく、ひとつの目標・たたき台として、それぞれの学童保育所に応じた安全管理マニュアルを会員である保護者と職員との十分な話し合いを通じて、作りだすことが望ましい。

そして、実際に保育を実践するもの（職員）が、またそれを見守る者（法人）や賛同・支援する者（保護者等）が安全管理マニュアルを主体的に考え、実行に移し、参加し、評価して、子ども達の健やかな発達を支援するための安全な環境を保障するものへと、日々改善していかなければならない。

緊急及び事件・事故発生時における安全管理対策

学童保育における安全管理体制を整備し様々な危機に対応できる管理体制を確立する。

(1) 不審者侵入及び情報が入った時の対応

① 部外者が学童へ立ちに入った場合

※不審者かどうかを判断する。

判断のポイント

- 受付を通っているかチェックする。
- 声をかけて、用件をたずねる。
- 順路を外れていたり、不自然な場所に立ち入っていないか。
- 不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。
- 凶器や不審な物を持っていないか。

※用件が明らかで正当な場合は、事務局に案内する。

※正当な理由のない者には、丁寧に施設及び周辺からの退去を求める。

また、対応する際は、身を守るために1メートルから1.5メートル離れる。

- 素直に応じた場合でも、再び侵入する恐れがないかを見届ける。

※次のような場合は、不審者として「110番」通報する。

- 受付を無視し無理に立ち入ろうとする。
- 退去の説得に応じようとしない。
- 暴力的な言動をする。

※児童等に危害を加える恐れがないか判断する。

- 凶器や不審な物を持っていないか。また、言動に注意をする。

※児童等に危害を加える恐れがあると判断した場合には、別室に案内し隔離すると同時に警察「110番」への通報や教職員の緊急連絡、事務局への緊急連絡・支援要請などを行う。

- 暴力的な言動がある場合には、教職員自身の安全のため適当な距離をとり、暴力の抑止に努める。

- 隔離や暴力の抑止が困難である場合は、直ちに全職員で組織的且つ迅速に児童等の安全を守るための具体的対応を行う。

※警察・事務局に報告し施設内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報を提供する。

② 不審者情報が入った場合

※警察以外からの情報については、警察に真偽を確認するとともに、正確な情報の収集に努める。

※警察、事務局、学校等と連携し情報交換を行う。

※施設の出入口の監視、警察への巡回要請、保護者等地域の関係者への協力要請、通学路の安全確保を行う。

※児童等への状況説明や保護者への早めの迎いの時間を実施する。

※安全確保が困難な場合は休所について事務局と協議する。

(2) 事件・事故発生時の対応

事件・事故等が発生した場合は、児童等の安全確保と生命維持を最優先にして全教職員が共通理解のもと保護者や地域の方々、関係機関・団体と連携して対処することが重要である。

また、全教職員が危機意識を高め、いつでも身近で確認し行動できるように、特に重大な事柄を整理した緊急時対応図を作成し、手元において常時使えるよう備えておく。

《大切なポイント》

- 1 児童等の安全確保、生命維持最優先
- 2 的確な判断・指示・対応
- 3 正確な情報把握と迅速な連絡・通報

① 発見・通報

※被害の拡大防止に努める。

※被害者（負傷者）・加害者の有無、周囲の状況等を迅速に把握し、応急処置、避難誘導、防御等により被害の拡大防止に努める。

※直ちに警察署または消防署へ通報する。

被害者（負傷者）が生命の危機にかかわるような緊急時には、第一発見者が携帯電話等を活用するなどして直ちに警察、消防署へ通報する。

〈児童が発見した場合〉

近くの教職員に知らせ、指導員が通報する。

〈指導員が発見した場合〉

正確に状況を把握し、通報した後近くの指導員に応援を要請する。

〈保護者・地域住民からの通報により確認した場合〉

指導員が発見した場合と同様に対応する。

※被害者（負傷者）の保護者へ連絡する。

被害者（負傷者）の保護者には、把握した情報を速やかに連絡し、クラブの対応等を説明するとともに、処置についての意向を打診し、必要に応じてクラブまたは病院等に急行してもらう。また、必要な場合には、事務局や理事の協力を要請し、被害者（負傷者）及び保護者に対して理事長、副理事長及び関係職員は誠意を尽くすとともに、継続的に対応する。

※教育委員会へ報告する。

発生状況を速やかに教育委員会へ報告（第一報）し、その後、逐次状況を報告する。

また、事件・事故発生時には様々な対応が必要となり、クラブだけで対応するには限界がある。そのような場合には、クラブだけで抱え込まず、教育委員会に職員の派遣や報道機関への対応などについて支援を要請する。

② 全教職員による対応

日ごろから、クラブの実情に応じて教職員の役割分担を明確にしておき、事件・事故発生時には所長のリーダーシップのもと、全教職員が一丸となって対応する必要がある。

〈役割分担〉

所長、理事長、事務局長は陣頭指揮し、警察・消防・報道機関等への対応、教育委員会への報告、被害児童等の家庭訪問等をおこなう。

指導員は保護者等関係者への連絡等で係が不在の時でも機能するように係を重複するなどの工夫をする。

■現場へ急行する。

○要請を受けた指導員は、複数で現場へ急行し、被害者（負傷者）・加害者の有無、周囲の状況等を把握する。

○負傷者に対しては速やかに応急処置をし、加害者に対しては状況を見極めながら行動を抑止する。

○指導員は児童等の安全を確保するとともに、必要に応じて防護用具等を使用して、警察官が到着するまでの時間を確保する。

○状況を所長等へ報告する。

■児童等を安全な場所に避難させる。

○報告された情報をもとに、必要に応じて児童等を安全な場所に避難させる。なお、状況によっては、児童等を教室で待機させる。

○複数確保している避難経路を教職員が安全確認をしたうえで、事件・事故現場に近づかないような経路を指示する。

○危険の回避後は、他の教職員と連携して児童等の動揺を和らげるようにする。

■二次的な被害（PTSD等）を防ぐ。

事件・事故現場を児童等が目に見ないように現場から遠ざけるなどの対応を状況に応じて行う。

■児童等の人員確認をする。

○担当指導員等が中心になって避難した児童等の人員を確認し所長、理事長、または事務局長に報告する。

○不明者がいた場合には所長、理事長等の指示のもと、担当指導員以外の指導員等が複数で搜索する。

③ 報道機関への対応

○情報の混乱を避けるため、組織として窓口を一本化（所長、理事長、事務局長）し複数で対応する。

○事件・事故の状況、経緯、今後の対応等について可能な範囲で誠意を持って対応する。

○関係者のプライバシーには十分配慮する。

※記者会見は、教育委員会と連携を取りながら、できるだけその日のうちに行う。

(3) 事後の対応

事件・事故等が発生した場合は、速やかな情報の整理と児童等への説明や保護者、報道機関等への情報提供などが必要となる。

① 「事件・事故対策本部」の設置

迅速かつ的確な緊急対応を行うためには、必要に応じ、情報を収集、分析、対応方針を決定したりする機能を持つ組織（事件・事故対策本部）が必要となる。

クラブは、緊急時に事件・事故対策本部をどのように編成するかについて、事前に決定しておき、緊急時に直ちにその組織が機能するようにしておくことが大切である。

〈本部〉〔きらりよしじまネットワーク理事会・所長・事務局長・町教育委員会で構成〕

- ・全体の状況把握と必要な指示、掌握
- ・組織活動の推進（対応指示、調整）と指導
- ・教育委員会への報告、支援の要請
- ・警察、消防等関係機関との連絡・連携とサポート
- ・保護者や報道機関等への対応

※教育活動の一時停止など、残された児童等への対応を適切に行うことで、児童等の動揺を防ぎ、関係機関・団体と連携して児童等や保護者が不安にならないように配慮する。

〈渉外班〉〔指導員、きらりよしじま福祉部会で構成〕

- ・適宜状況把握・連絡・広報の準備、情報の集約
- ・記録（時系列に、事件・事故発生後の経緯を克明に記録しておく）
- ・報告の準備

〈情報班〉〔指導員・きらりよしじま事務局職員等で構成〕

- ・事件・事故状況の把握
- ・地域の安全状況の把握
- ・施設の安全状況の把握
- ・問題点の整理

〈再発防止対策班〉〔所長、きらり理事会、事務局長で構成〕

- ・安全管理の充実策の検討
- ・危機管理マニュアルの改善
- ・施設設備の充実改善

- ・安全教育の充実対策
- ・保護者、地域の関係機関等との連携方策の検討・改善

② 児童等への説明、並びに保護者及び報道機関等への情報提供

○児童等への説明

- ・児童等には、緊急集会等を開催し事件・事故の状況を説明するなど適切に指導する。

○保護者等への情報提供

- ・保護者には、緊急保護者会などで迅速かつ正確に情報提供を行っていくことが重要である。その上で保護者や地域の関係者等と協力し、児童等の安全確保や教育活動の円滑な実施を図る。

- 連絡や報告は速やかに行い、保護者や地域の方々に運営者として適切に説明責任（情報開示）を果たすように努める。

- 事件・事故の重大性を勘案し、保護者説明会等の開催や便りなどの広報の発行を行い、児童等や保護者の不安を解消するように努める。

〈保護者説明会の内容〉

- ・事件・事故の概要（発生日時、場所、加害者、被害者、被害の程度等）
- ・被害者への対応（応急手当、救急車、家庭訪問の状況等）
- ・今後の対応（お見舞い、心のケア、安全対策、休所措置、関係機関との連携等）
- ・協力依頼（校内や地域パトロールなどの支援活動）

○報道機関への対応

- ・情報の混乱を避けるため、組織として窓口を一本化（所長、理事長、事務局長）し複数で対応する。
- ・事件・事故の状況、経緯、今後の対応等について可能な範囲で誠意を持って対応する。
- ・関係者のプライバシーには十分配慮する。

※記者会見は、教育委員会と連携を取りながら、できるだけその日のうちに行う。

地震に対する避難誘導

①避難誘導に対する指導員の任務

- ・適切な指示により、児童の安全を確保する。
(机の下に潜れ、戸や窓を開けろ、押すな、走るな等の単純明快な指示の徹底を図る)
- ・児童の心身の状況により適切な保護措置を取り、安全確保に万全を期す。
- ・ドアや窓を開け、脱出口の確保をする。
- ・火気の始末をする。

②教室以外の場所

- ・トイレや他の部屋、外にいる児童等への配慮をする。

③避難順や経路について

- ・通常の避難経路を誘導するが、状況に応じて臨機の対応をすること。

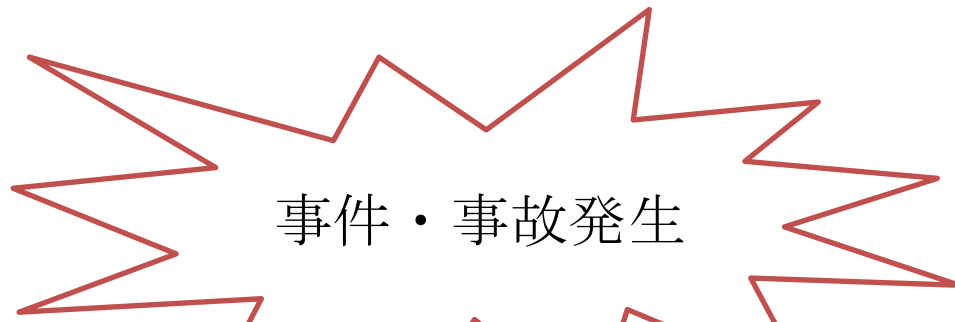
<地震における第一次避難>

- ①指導員の指示をよく聞かせ、勝手な行動を取らせない。
- ②机等を利用し、落下物から体を保護させる
- ③本震がおさまるまで行動を起こさせない。
- ④児童等に動揺を与えないように言動に注意する。
- ⑤本震の揺れがおさまったら負傷者等の有無を確認し、避難指示をする。

<地震・火災時おける第二次避難>

- ①施設内から火災が出た場合は出火場所に関わらず、原則として児童等を安全な場所に避難させる。
- ②誘導は火災発生場所の反対側から避難させる。
- ③煙等が発生している場合はハンカチ等で口・鼻を覆うように指示し、できるだけ姿勢を低くして煙を吸わせないようにする。
- ④児童等に動揺を与えないように言動に注意する。
- ⑤「押さない」「走らない」「しゃべらない」を励行させる。
- ⑥旗等の目印となるものを掲げ、歩行に難がある児童は誘導措置をして施設外へ避難誘導する。
- ⑦施設外では早足で行動し、安全な避難場所へ学年ごとに整列させ、人員点呼と異常の有無（不明者、負傷者、健康状態）を確認し事務局へ連絡すること。

【児童クラブきらり緊急時対応図】

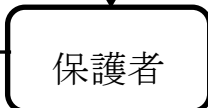
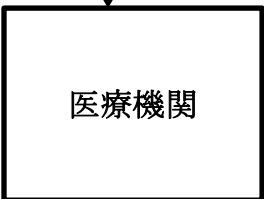
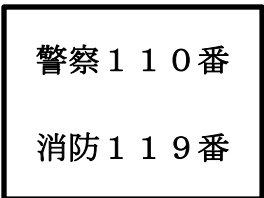
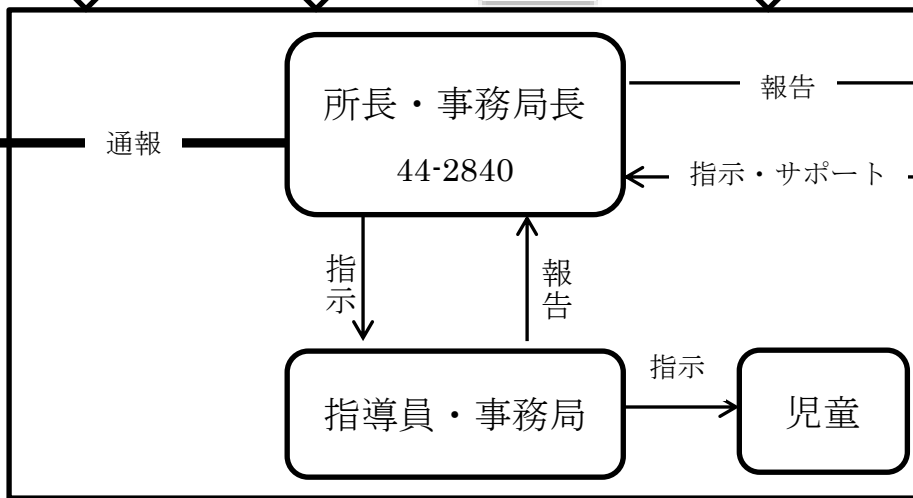
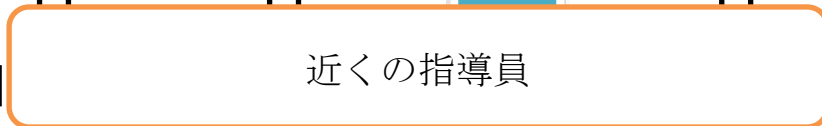


通報

通報

通報

対応



必要な場合は急行

